

# 高知県犯罪被害者等支援事業費補助金

高知県では、重大な犯罪被害によって生命、身体被害に遭われた方やそのご遺族の経済的な負担の軽減を図るため、高知県犯罪被害者等支援に関する指針（令和3年4月施行）に基づき、犯罪被害からの回復に必要な資金の一部を助成しています。

## 《補助金制度の概要》

項目	生活資金の補助	転居費用の補助	再提訴費用の補助
補助限度額	死亡 30万円 重傷病・性犯罪10万円（上限）	20万円（上限）	32万円（上限）
補助の内容	重大な犯罪被害によって生命、身体被害に遭われた方やその遺族の犯罪被害による心身の回復のために必要と認められる生活資金の一部を補助します。	住居又はその付近において犯罪被害に遭い、徒前の住居に居住することが、困難になったと認められる方及び遺族が、新たな住居への転居に要する費用の一部を補助します。	犯罪被害に係る加害者に対する損害賠償請求権の消滅時効を更新させるために行う、再度の民事訴訟の提起に要する費用の一部を補助します。
対象経費	犯罪被害に遭ったことで生じた費用で、他の公的支援の対象とならない費用。	引っ越しを行った事業者を支払う費用。	再提訴時に裁判所に支払う事務手数料。
申請期限	犯罪被害に遭った日から2年を超えていないこと。	犯罪被害に遭った日から1年を超えていないこと。	再提訴をした日から2年を超えていないこと。
対象となる犯罪被害者	●犯罪被害によって死亡した被害者の遺族。 ●犯罪被害によって負傷又は疾病を負った被害者で、1か月以上の加療かつ通算3日以上入院（精神的な疾病は3日以上労務不能）が必要であると医師に診断された方。 ●性犯罪による被害を受けた被害者で、加療等が必要であると医師に診断された方。		

●令和3年4月1日以降に発生した犯罪による被害（再提訴は、同日以降に提訴した場合）に限ります。

●申請にあたっては、被害の状況等をお伺いするために面接相談が必要となります。

※制度のご利用にあたっては、このほかにも条件があります。申請を希望される方や制度に関するお問い合わせについては、下記までご連絡ください。また、県のホームページでも詳しい情報を掲載しています。

### 補助金申請や面接相談に関する相談窓口

認定特定非営利活動法人

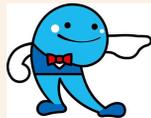
こうち被害者支援センター

☎：088-854-7867（ナヤマナ）

受付：月曜日から金曜日

10時から16時まで

（土日祝日 年末年始を除く）



### 補助金制度に関するお問い合わせ

県庁 文化スポーツ部 県民生活課

☎：088-823-9340

受付：月曜日から金曜日

9時から12時・13時から16時まで

（土日祝日 年末年始を除く）

高知県の犯罪被害者等支援に関するホームページはこちらから

高知県 犯罪被害者 補助金

検索



### 犯罪被害者等支援相談窓口

令和2年4月1日から県庁に犯罪被害者等支援相談窓口を設置し、電話や面談（要予約）により相談をお受けしています。相談は無料、秘密厳守です。ひとりで悩まないで、まずはお電話ください。

■ 相談対象者 犯罪被害に遭われた方やそのご家族、遺族及び関係者

■ 内容 専任の相談員がご相談に応じ、必要な情報を提供し、関係機関との調整など総合的な被害者支援に取り組んでいます。

☎：088-823-9340

相談日：月曜日から金曜日 9時から12時・13時から16時（土日祝日 年末年始を除く）

住所：高知県庁本庁舎5階（高知市丸ノ内1丁目2番20号）

## ◆ 高知県犯罪被害者支援等支援事業費補助金のQ&A



### Q1 対象となる犯罪行為は具体的にどのようなものですか。

A1 日本国内において発生したもので、主な犯罪行為として、殺人、強盗致傷、強制わいせつ、傷害などが想定されます。

### Q2 交通事故による被害は補助金対象となりますか。

A2 故意の犯罪による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害であれば、対象となりません。（危険運転致死傷罪等は対象）  
なお、交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることになります。

### Q3 高知県在住ですが、県外で犯罪被害に遭いました。補助金の支援対象になりますか。

A3 被害に遭ったときに高知県内に住所を有していれば対象となります。高知県内に住所を有するとは、居住の実態が高知県にあることを言います。

### Q4 犯罪被害の後に、高知県外へ転居した場合でも支援対象となりますか。

A4 犯罪被害に遭われたときに、高知県民であれば対象となります。また、再提訴費用の補助に関しては、再提訴する時に、高知県に居住の実態があることを補助の条件にしています。

### Q5 犯罪被害に遭われた方が高知県民であれば、そのご遺族は支援対象になりますか。

A5 犯罪被害に遭われた方や、そのご遺族で実際に支給を受けようとする方が高知県民の場合に支援対象となります。死亡の場合は、ご遺族（第1順位の遺族）が高知県民であること、重症病・性犯罪の場合は、被害者本人が高知県民であることが条件となります。犯罪の発生した場所が高知県内であるかは問いません。

### Q6 やむを得ない事情で住民登録せずに県内在住していた場合は支援されますか。

A6 家庭内暴力（DV）を受けて避難していた場合など、やむを得ない事情で住民登録をせずに、県内に在住していた場合は県内に在住していたことを客観的に確認出来る書類（電気・水道の請求書等）を提出していただくことで、支援を受けることができます。

### Q7 補助金の申請から交付までの期間はどのくらいかかりますか。

A7 申請書を受理後、審査し、特に問題がなければ1か月～1か月半で交付となります。

### Q8 生活資金の補助に関して、再度申請可とありますが、申請の回数に上限はありますか。

A8 補助限度額内であれば、何度でも申請可能です。

